

【おむつ代金助成のご案内】



1. 介護用品支給サービスの申請

- ・ 介護用品支給(配送又は助成金)を利用するには、あらかじめ申請が必要です。

【対象者】

- おむつが必要な介護保険の要介護3以上の方
- 常時おむつが必要な介護保険の要介護1・2に認定されている方
* 常時おむつが必要であることを確認するため医師の証明のある「身体状況確認書」の提出が必要です。

【申請書類】

- ① 介護用品支給等申請書
- ② 身体状況確認書(要介護1・2に認定されている方)

【申請締切】

毎月、月末までに申請してください。(必着)

【受付窓口】

高齢者在宅支援課、地域包括支援センター(ケア24)

- ・ 既に支給決定を受けておむつの支給を受けている方(配送中止をしている方も含む)は、改めて申請する必要はありません。ただし、介護保険施設に入所または辞退の申し出等により資格が取消されている場合がありますので、ご不明なことがありましたら高齢者在宅支援課へご確認ください。
- ・ 介護保険施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院)に入所中はサービスを利用できません。

2. おむつ代助成金の対象者

上記1の介護用品支給の申請を行い支給が決定した方で、おむつを持ち込めない病院に入院している方(医療保険による入院に限ります。)

※おむつの持込の可否については、あらかじめ入院先の病院にご確認ください。

持込ができる病院の場合には、助成金ではなく、おむつの支給(商品配送)の対象となります。

3. サービス内容

対象者の方に、入院中に支払ったおむつ代金を月額7,000円まで助成します。

*** 同じ月におむつの支給と重複しての利用はできません。**

【住民税課税世帯の方】

月額7,000円を上限に、1割負担分を差し引いた額を助成します。

例1: おむつ代として支払った額が10,000円の場合

上限額7,000円 - 1割負担分700円 = 助成額6,300円

例2: おむつ代として支払った額が5,500円(7,000円未満)の場合

5,500円 - 1割負担分550円 = 助成額4,950円

【住民税非課税世帯または生活保護受給中の方】

月額7,000円を上限に、支払ったおむつ代金を助成します。



4. 助成の開始について

- ・助成の開始は、介護用品支給サービスの支給決定月からになります。
- ・おむつの配送から切り替える場合は、区に連絡をいただいた月からになります。ただし、既におむつが配送されている場合は代金助成との重複利用ができませんので、その翌月が代金助成の開始月になります。

5. 請求方法

以下の書類を請求時にご提出ください。

- ① おむつ代助成金請求書
- ② おむつ持込可否確認書(病院が変わらないときは初回のみ提出)
※病院の記入・押印が必要です。病院によっては文書料がかかる場合があります。
- ③ 支払金口座振替依頼書(記載内容が変わらなければ初回のみ提出)
※利用者が死亡された場合は、相続人の指定口座に振込みますので、「支払金口座振替依頼書」に「続柄を証明できる書類(戸籍謄本の写し等)」を添付してください。
※後見人等の名義の場合、記載事項証明など公的な証明のコピーを添付してください。
- ④ 領収書(原本)
 - ◆ 病院が発行する領収書
⇒利用者氏名・おむつ代・病院名・入院期間が明記され、領収印があるもの
 - ◆ 病院の売店・病院の指定業者等が発行する領収書の場合
⇒利用者氏名・おむつ代・病院名・購入日(何月分か)が明記され、領収印があるもの
 - ・領収書原本は一旦お預かりし、確認印を押印後にお返しします。
 - ・請求書類提出後、支払い対象者の方には「支払決定通知」を送付します。
 - ・請求の遡及期間は2年です。支給決定月以降、入院先でおむつの使用があった月から2年以内にご請求ください。

【受付窓口】高齢者在宅支援課、地域包括支援センター(ケア24)

6. 助成金の振込み

- ・振込月は4月、7月、10月、1月の年4回です。
- 「支払金口座振替依頼書」に記載された口座に振込みます。

請求月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
振込月	4月末	7月末	10月末	1月末

- ※数か月分の領収書をまとめて一緒に請求することもできます。
- ※請求の遡及期間(さかのぼって請求できる期間)は2年です。

(例) 支給決定月: 2020年4月

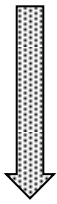
入院先の病院でおむつの使用があった月: 2020年11月

請求月: 2022年11月 → 請求できる ○

2022年12月 → 請求できない ×

7. おむつ代助成金の手続きの流れ

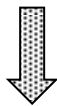
申 請



- ・申請書類をご提出ください。(要介護1・2の方は「身体状況等確認書」が必要)
- ・毎月、月末が締切りです。

【提出先】高齢者在宅支援課 または 地域包括支援センター(ケア24)

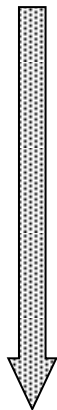
利用決定通知



- ・要件に該当された方に、申請があった翌月に「決定通知書」を送付します。



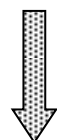
請 求



- ・「おむつ代助成金請求書」、「支払口座振替依頼書」、「おむつ持込可否確認書」、「領収書(原本)」をご提出ください。
※領収書原本は、確認印を押印した上でお返しします。
※助成対象となるのは、介護用品支給サービスの支給決定月以降となります。
※請求書提出後に、振込口座を変更する必要がある場合(利用者が死亡された場合など)は、高齢者在宅支援課までご連絡ください。

【提出先】高齢者在宅支援課 または 地域包括支援センター(ケア24)

支払決定通知



- ・振込月は4月、7月、10月、1月の年4回です。
- ・支払い対象の方には支払決定通知書を送付します。
- ・次回の請求時にお使いいただくための請求書を同封いたします。

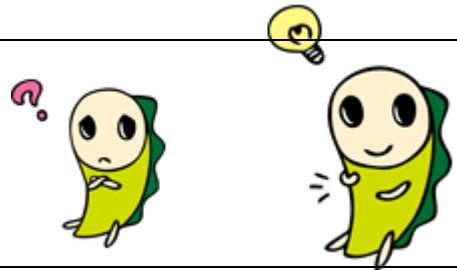
助成金振込み

- ・助成金は、「支払金口座振替依頼書」に記載された口座に振込みます。

8. 問合せ先

- 申請・助成金の請求について ⇒ 杉並区役所 高齢者在宅支援課 管理係
電話 03-3312-2111(代表)
ファクス 03-5307-0687
- ※ おむつの配送やご相談 ⇒ 杉並区薬剤師会フリーダイヤル
電話 0120-8910-78(通話無料)
ファクス 03-5950-6253

9. よくある問合せ



Q1: 介護用品支給(おむつの配送)で申請したが、おむつを持ち込めない病院に入院することになった。

A1: 速やかにご連絡ください。翌月のおむつの配送を中止します。月初め～5日(5日が土日の場合はその前日)までにご連絡いただいた場合は、その月の配送を中止することができます。配送がない月で、おむつを持ち込めない病院であれば、代金助成の請求ができます。

Q2: 代金助成で申請したが、退院して在宅でおむつを使うことになった。

A2: 翌月からおむつの配送へ切り替えることができます。速やかにご連絡ください。月初め～5日(5日が土日の場合はその前日)までにご連絡いただいた場合は、その月から切り替えることができます。

Q3: 今までおむつの配送を受けたことがない。入院したばかりだが代金助成を申請できるか？

A3: 要件を満たしている方は、まず介護用品支給事業への申請が必要です。代金助成の対象となるのは支給決定した月からとなります。支給決定後に請求書類と領収書原本をご提出ください。

Q4: 現在、おむつの配送を中止している。入院したばかりだが代金助成を申請できるか？

A4: 要件を満たしている方は、代金助成の制度を利用できます。新たに介護用品支給の申請をする必要はありません。請求書類と領収書原本をご提出ください。

Q5: 代金助成の対象になっている場合、何月分から請求できるのか？

A5: 新規に介護用品支給の申請をされた方は、支給決定月からになります。既に介護用品支給の認定を受けている方が入院している場合は、支給決定月以降、さかのぼって過去2年分を請求できます。ただし、おむつの配送を受けた月は対象になりません。

Q6: おむつを持ち込めない病院から別の病院に転院した場合、おむつ持込可否確認書は病院ごとに必要なのか？

A6: おむつ持込可否確認書はそれぞれの病院のものがが必要です。